

企画競争説明書

業務名称：エチオピア国インフラ分野官民連携にかかる情報
収集・確認調査

調達管理番号：21a00208

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年5月26日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年5月26日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エチオピア国インフラ分野官民連携にかかる情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年8月中旬～2022年3月中旬

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【村上幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

エチオピア事務所

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

なお、本案件について、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年6月4日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年6月10日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年6月18日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/information_210512.pdf

以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が１営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（３）提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類：

1) プロポーザル・見積書

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - セミナー開催費
 - 現地再委託費（現地渡航が困難と想定される場合）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) ETB 1 = 2.615120 円
 - b) US\$ 1 = 108.842 円
 - c) EUR 1 = 131.973 円
- 5) その他留意事項（以下、例）
 - 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／官民連携インフラ開発総括／法規制・実施体制
 - b) 経済・市場環境分析
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
 - 約 6.6M/M（うち現地業務4.0M/M、国内業務2.6M/M）

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2021年7月6日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたしません。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：PPP分野の調査またはアドバイザー業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／官民連携インフラ開発総括／法規制・実施体制
- 経済・市場環境分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／官民連携インフラ開発総括／法規制・実施体制）】

- a) 類似業務経験の分野：PPP（官民連携）分野に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域または全世界
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 経済・市場環境分析】
- a) 類似業務経験の分野：経済・市場環境分析またはPPP分野に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域または全世界
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／官民連携インフラ開発総括／法規制・実施体制</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	-	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>経済・市場環境分析</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	-	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	-	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「エチオピア国インフラ分野官民連携にかかる情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

約1億人の大規模な人口を抱えるエチオピアは、近年10%前後の高いGDP成長率を維持しており、今後も引き続き高い経済成長率が予想されている。同国は2021年に発表した国家10か年開発計画（Ten Years Development Plan）において、経済開発の基盤となるインフラの拡充を重要課題に掲げており、2030年までの10年間の開発目標として、特に電力インフラ分野では発電能力を4,478MWから19,900MW、電力受給者数を5.8百万件から24.3百万件へ増やすこと、運輸交通インフラ分野では国道の総延長を144,000kmから246,000km、高速道路を301kmから1,650kmまで延ばすことを目指している。さらに、このようなインフラの開発にあたっては、民間セクターの参入を積極的に促していくことも明記されている。

近年、同国は主に電力・運輸交通セクターを含むインフラ分野において、官民連携（PPP）を活用した開発の推進を本格化しつつあり、法整備が進められるとともに、現在までに20件を超えるPPP事業が提案・採択されている。また、エチオピア政府は財務省傘下にPPP事業の審査・承認を行うPPP委員会を設立・運営しているが、PPP委員会が公式に認定した事業以外にも、各セクターごとのイニシアティブでPPP事業が形成・検討されている。電力セクターにおいては特に再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱）やミニ・オフグリッドシステムの開発、運輸交通セクターにおいては高速道路や鉄道の開発で、民間企業の知見や資金を活用したPPPによるインフラ開発事業が検討されている。さらに、上記のセクター以外にも、今後PPPを活用した開発が各分野で検討されている。このような状況から、同国のインフラ開発ポテンシャルの高さや、PPPでのビジネスチャンスに期待を寄せる民間企業は多く、国際的な外国企業や現地企業と協力した上で参入を検討している本邦企業もあるとみられ、質の高いインフラ輸出の観点からも進出促進が望まれる。

一方、本分野にかかるエチオピア政府の経験はまだ浅く、同国のPPPを活用したインフラ開発にかかる現状や方針、運営体制や対応能力、国内市場環境については、体系的に課題を分析した上で改善・強化されることが期待される。同国の世界ビジネスのしやすさランキングは第159位（2020年、世銀）と低く、外貨を容易に送金・兌換できないリスクや債務持続性の問題もあり、特にエチオピアにおいて

PPP でのビジネスを検討する企業は、同国の環境に十分に配慮して事業を設計することが求められている。

かかる状況をふまえ、民間リソースを活用した PPP でのインフラ開発については、エチオピア政府が適切に体制や対応能力を強化することが大いに期待されている。さらに、民間企業側においても状況をふまえて適切な対策をとる必要があることから、主に本邦企業の進出を想定の上、同国インフラ分野 PPP の参入障壁を明らかにし、現状を分析し対策案を整理する意義は大きい。

第3条 調査の目的と範囲

エチオピアにおける、PPP を活用したインフラ開発の動向と現状、課題を調査・整理するとともに、本邦企業と同セクターへの参入余地及び JICA としての同セクターへの支援方針を検討する。

また、特に官民連携でインフラ開発を進める上で、エチオピア政府が留意・改善すべき点、課題について整理し提言するとともに、同国インフラ分野への投資や参画を検討する本邦企業が留意・対策すべき点や対策アプローチ案についてもセクター別に整理して提案する。

さらに、本邦企業の参入を想定した具体的な PPP 事業案についても候補を抽出・提案する。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 調査方針について

- 調査にあたっては、ステークホルダーが多岐にわたることに留意し、各セクターの省庁や公的实施機関、PPP委員会などのエチオピア政府機関をはじめ、国際援助機関、民間企業など幅広い機関から丁寧に情報収集を行うこと。なお、調査対象とする民間企業の抽出方法については、プロポーザルに記載ください。
- PPP分野では既に複数の他ドナーが資金面及びソフト面で支援を展開していることから、JICAの支援方針を検討するにあたっては、他ドナーと協調した技術支援及び資金協力、投融資の可能性も考慮すること。
- 民間企業からの情報収集にあたっては、機微な情報の取扱いには十分に注意し、レポートへの反映方法等について適宜発注者へ相談すること。

(2) 調査対象地への渡航

本業務については、現地渡航を行うことを想定し、渡航先はエチオピア国アジスアベバ市のみとします。業務履行期間中に現地への渡航が困難となった場合には、業務計画の変更について機構と受注者で協議します。遠隔での調査が必要となった場合の対応方法案については、プロポーザルに記載ください。

(3) 業務履行の確認プロセス

本業務の履行にあたっては、十分に発注者と協議すること。なお、特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針、最終報告書の場合は報告書内容について確認を得ることとする。

- ① 実施機関・先方政府関係者等へのインタビュー、セミナー等の開催時
- ② インタリム・レポート（案）作成時
- ③ 最終報告書（案）作成時

第5条 調査の内容

(1) エチオピアにおけるインフラ分野PPPの現状

特にインフラ分野に焦点を当て、エチオピアのPPPにつき以下の情報収集・確認を行う。主として電力及び運輸交通セクターを調査対象としつつ、その他の活発なセクターについても適宜対象とする。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により現地業務の実施が困難と想定される場合には、下記調査項目の内、エチオピア政府へのインタビューを必要とする情報収集については、現地再委託を認めることとする。

① PPP を活用したインフラ開発の現状、政府の計画及び方針

インフラ分野における PPP の活用について、エチオピア政府の開発計画・方針を確認する。既に PPP 委員会の承認を得ているパイプライン事業や、具体的な提案に至っている事業については、実施機関の動向・体制を確認する。また、各セクターで個別に検討・計画されている PPP 事業や、PPP 委員会の承認を経ずに実施または検討されている事業についても情報収集を行い、個別に現状と計画・方針の確認を行う。

本調査では、具体的な検討が進んでいる電力セクター及び運輸交通セクターを中心に調査を行い、特に再生可能エネルギーやミニ・オフグリッド、高速道路や鉄道を重点的な調査対象として想定するが、これ以外にも今後 PPP 活用が想定されるインフラ分野セクター（水、通信など）がある場合は取り上げて現状調査を行う。調査結果については、事業の分野や種類ごとに情報整理を行うこと。

なお、PPP の活用が想定されるインフラ分野セクターについて、具体的な提案がある場合はプロポーザルに記載ください。

② PPP 事業に関する経済・市場環境、セクター別財政状況

エチオピアにおける民間投資環境や PPP 事業環境について、経済・市場環境の側面から確認・分析する。その際、特に同国の送金・兌換リスクや債務持続性の問題に留意し、事業立案への影響を分析する。また、過度な PPP 促進が同国の債務持続性を悪化させる可能性も孕むことを考慮し、PPP 促進に関わる同国経済の見通しについても確認・整理する。

さらに、セクター別に関係実施機関の財務状況を確認し、実施体制の情報もふまえて財政面での現状と課題を分析する。

③ 法規制、実施体制及び評価基準等

エチオピア政府のインフラ分野 PPP に関する法規制、並びに実施体制につき、セクター別に確認・分析する。実施体制の確認にあたっては、PPP 委員会のみならず、関連する各機関について調査し、組織図を作成するとともに、事業の計画から採択、実施に至るまでのフロー図をとりまとめる。

また、特に事業の形成過程で適用される審査・評価の手順や基準を確認し、整理する。

④ PPPにかかる知識・ノウハウの蓄積状況と管理方法

エチオピア政府における、PPPにかかる知識やノウハウの蓄積状況と管理方法を確認する。特に、ガイドラインや研修など、人材育成システムを確認する。なお、確認に当たっては、他ドナーによる研修やアドバイザー派遣などの技術支援状況についても十分な情報収集を行う。

⑤ 民間企業から見たエチオピアにおける投資環境・PPP事業環境

エチオピアにおける PPP 事業環境について、特に民間企業の視点から、企業が参入を検討する上で考慮・対策すべき点を整理する。送金・兌換リスク、カントリーリスクを分析するとともに、これらリスクへの対応策について、ファイナンスモデル案を含め整理する。

なお、調査にあたっては、既に同国インフラ PPP 事業に参入している民間企業の動向・体制を確認するとともに、各ドナーや本邦の潜在的事業者にもヒアリングを行い、多角的に情報収集を行う。

また、本邦の潜在的事業者のリスク受容性もふまえた上で、可能な範囲で、参入済みの国際企業や現地企業が実際に行っているリスク対策を確認する。特に、リスク受容性の高い条件で合意されている事業については詳細に情報を収集し、民間企業側の体制やリスク対策アプローチを確認する。

⑥ エチオピアにおける本邦企業の優位性

エチオピアのインフラ分野 PPP 事業における、本邦企業の優位性を確認する。特に活発な事業立案が行われている分野（再生可能エネルギー、ミニ・オフグリッド開発、高速道路など）に加え、今後新たに開発が期待される潜在的な分野についても、本邦企業が優位性を活かして参入できる余地を確認する。優位性の分析にあたっては、以下「（２）他国の事例」での調査結果も考慮する。

（２）他国の事例

PPPを活用したインフラ開発事例について、下記の側面から日本及び第三国の経験や状況を調査し、上記「（１）エチオピアにおけるインフラ分野PPPの現状」の調査もふまえエチオピアの状況と比較する。なお、分析にあたり比較対象とする第三国の案や選定方法については、プロポーザルにて提案・記載をお願いします。

① 他国における政府機関の経験

日本及び第三国における代表的な PPP 事業の成功シナリオ・失敗シナリオについて、事例を事業環境や政府の法規制、実施体制の側面から調査し、その成功要因・失敗要因を分析・整理する。また、特にエチオピアと類似性のある国の事例については詳細に分析する。

② 主に途上国における、本邦及び第三国の民間企業経験

主に途上国の事例について、民間企業側の事業設計・体制の側面からも調査・整理する。特に、本邦企業及び第三国企業の経験を取り上げる。特にカントリーリスクが大きい国において実施されたPPP事業での民間企業側の対策は詳細に確認・整理し、成功要因・失敗要因を分析・紹介する。

加えて、本邦企業が関心を持ち、応札・受注が試みられた事業については、可能な範囲で詳細に確認し、当時の入札評価・審査基準、本邦企業の競争力を分析する。これにより本邦企業の優位性及び弱点を明らかにするとともに、競争力の強化において求められる対策を分析する。

③ アフリカ諸国における国際企業及び現地企業

第三国特にアフリカ諸国での事例の調査にあたっては、同地域でインフラ開発経験をもつ国際企業及び現地企業の情報も確認する。その際、リスクの高い国においてビジネスの経験を持つ企業に注目し、製品の納入経験や投資の経験をもつ企業だけでなく、リスク低減に寄与するサービス・保険等を提供する企業も調査する。調査結果の取りまとめにあたっては、本邦企業が将来的にエチオピアでインフラ分野 PPP 事業へ参画を検討する際に企業間マッチングを図り、適切な保険等を検討する上での参考資料となるよう、各社の事業実績や特徴も整理する。

(3) エチオピア政府及びJICA・本邦企業への提案

調査（1）及び（2）を通じて確認されたエチオピア国内の状況と他国の事例をふまえ、下記の点についてエチオピア政府、本邦企業及びJICAへ提言する。

① エチオピア政府による PPP 実施体制における課題と改善策

PPP を活用したインフラ開発における課題と改善の方向性を提案する。課題の整理に当たっては、他国の事例を引用し、エチオピアにおいて円滑にインフラ PPP 事業を形成・実施するために必要な要素についてセクター別に提案し、現状の課題も明らかにする。

② 具体的なポテンシャル事業の提示

エチオピア政府の PPP を活用したインフラ開発について、パイプライン事業に加えポテンシャル事業を整理し、セクター別にマッピングする。さらに、本邦企業の参入を期待できるセクターや個別事業について整理・提言する。個別事業の提言にあたっては、想定される実施体制や事業サイト位置等もふまえ、検討を行う。

③ 本邦企業に期待される対策

本邦企業が同国インフラ分野への参画を検討する場合に推奨される対策案を提言する。これまでの調査により明らかとなったエチオピアの財務面・経済面の課題や PPP 事業形成フロー、実施体制、本邦企業の優位性、ビジネスリスク低減の成功事例等をふまえ、適切な対策案（ファイナンスモデル案も含む）をセクター別に検討・提案する。

④ JICA の支援方針

民間企業の参画を後押しし、エチオピア政府の能力強化を促す上での JICA の支援方向性について、具体案とともに検討・提言する。

(4) セミナー開催

調査結果共有のためのセミナーを開催する。主な対象はエチオピア政府関係者とし、これに加えて本邦企業、他ドナー等も招待することを想定する。セミナーはオ

ンラインでも参加可能なものとし、エチオピア国内ホテル会場等にて1日間実施する。

第6条 報告書等

(1) 報告書等の提出

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。

本契約における成果品は最終報告書とし、提出期限は2月中旬とする。

なお、成果品である最終報告書以外は、原則としてPDFでJICAエチオピア事務所へメール送付する。

- ① インセプション・レポート（和文、英文：いずれも電子データ）
 - ・記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼事項等
 - ・提出時期：第1回現地調査（遠隔調査を含む）の2週間前
- ② インテリム・レポート（和文、英文：いずれも電子データ）
 - ・記載事項：調査結果中間成果。最終報告書案の目次に沿い、確認できている情報を整理するものを想定。
 - ・提出時期：2021年10月下旬を想定
- ③ 最終報告書ドラフト（和文、英文：いずれも電子データ）
 - ・記載事項：調査結果全体成果（公開予定内容及び非公開予定内容を含む）
 - ・提出時期：2022年1月中旬を想定
- ④ 最終報告書 公開用（和文：製本版4部・CD-R3枚、英文：製本版3部・CD-R3枚）
 - ・記載事項：調査結果全体成果
 - ・提出時期：2022年2月中旬
- ⑤ 最終報告書 非公開期限付き別冊（和文：製本版4部、CD-R3枚）
 - ・記載事項：調査結果全体成果のうち、一定期間非公開とすることが望ましい内容
 - ・提出時期：2022年2月中旬

(2) 報告書の仕様

業務完了報告書の印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照のこと。

(3) 報告書作成時の留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記載すること。英文版についてもネイティブスピーカーなどによる確認を十分に行い、読みやすいものとする。
- ② 報告書が分冊方式となる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- ③ 相手国組織との説明・協議にかかる議事録は、コンサルタント業務従事月報及びインテリム・レポートに添付して提出すること。また、その他JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。
- ④ 本調査において収集した情報は、一部機微である可能性があることから、公開が前提となる最終報告書への反映方法については発注者と事前によく確認し、必要に応じ非公開期限付きの別冊報告書を作成すること。

(4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・現地における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告書を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務重視月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書で合意したものについては、適宜添付の上、JICAに報告する。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する記録（議事録、収集資料など）
- ③ 業務フローチャート

別紙：報告書目次案

報告書目次案

第1章 エチオピアにおけるインフラ分野官民連携の現状

- 1.1 官民連携インフラ開発の必要性の背景
- 1.2 官民連携インフラ開発分野における事業形成の現状
- 1.3 他ドナーによるPPPインフラ開発に係る支援状況

第2章 エチオピアにおけるPPPに係る政策・方針

- 2.1 国家政策・計画におけるPPPを活用したインフラ開発の位置づけ
- 2.2 PPP事業に関する経済・市場環境
- 2.3 PPPに関する法規制及び実施体制
 - 2.3.1 PPPにかかる法整備・規制状況
 - 2.3.2 各種審査基準
 - 2.3.3 ナレッジ蓄積に関する政府機関の体制
 - 2.3.4 セクター別事業監理実施体制及び財務状況

第3章 エチオピアにおける民間投資環境

- 3.1 民間企業から見たエチオピアの投資環境、PPP事業環境
- 3.2 エチオピアにおける本邦企業の優位性と課題

第4章 インフラ分野官民連携における各国事例との比較

- 4.1 本邦及び第三国における政府機関のPPPに係る対応・体制
- 4.2 他途上国における本邦企業及び第三国企業の経験
- 4.3 アフリカ諸国PPP分野における国際企業及び現地企業

第5章 エチオピアPPP事業環境の分析及び我が国協力の方向性等に係る提言

- 5.1 エチオピアにおけるPPP事業環境の分析
 - 5.1.1 エチオピア政府によるPPP実施体制の特徴と課題
 - 5.1.2 PPPを活用したインフラ開発におけるポテンシャル事業
 - 5.1.3 民間投資環境の特徴と課題
- 5.2 エチオピア政府のPPP促進の方向性に関する提言
- 5.3 民間企業において求められる対策案に関する提言
- 5.4 我が国協力の方向性等に関する提言

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

業務は、2021年8月中旬から2022年3月中旬にかけて実施する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 12.0M/M (現地: 6.4M/M、国内5.6M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/官民連携インフラ開発総括/法規制・実施体制(2号)
- ② 経済・市場環境分析(3号)
- ③ 民間事業ファイナンス
- ④ 電力インフラ開発
- ⑤ 運輸交通インフラ開発

(3) 現地再委託

新型コロナウイルス感染拡大等の影響により現地業務の実施が困難と想定される場合には、情報収集業務の一部については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。再委託の可否については、契約交渉を経て決定しますので別見積もりにしてください。再委託可能な業務内容は、主に「第3章特記仕様書案、第5条調査の内容、(1)エチオピアにおけるインフラ分野PPP官民連携の現状」のうちエチオピア政府へのインタビューを必要とする情報収集(とりまとめは業務実施コンサルタント直営)を想定しています。

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017年4月)に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行ってください。

(4) 配布資料/閲覧資料等

1) 配布資料

- エチオピア政府10か年計画(PDF)
- エチオピア政府PPPパイプライン事業リスト

2) 公開資料

- なし

(5) 対象国の便宜供与

JICAエチオピア事務所からの便宜供与事項は以下のとおり。

- ① エチオピア側実施機関等関係者の連絡先の提供
- ② エチオピア側実施機関等との面談やアポイントメントに必要な依頼文書の発出、日程調整の支援

(6) 安全管理

●一般的事項

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAエチオピア事務所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行ってください。JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意してください。

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。現地作業期間前には、旅行日程・滞在先・連絡先等をたびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ってください。

●エチオピア全地域共通

- ① 渡航前に、JICAエチオピア事務所作成の安全対策マニュアル・テロ対策マニュアルを確認する。
- ② エチオピアで通話可能な携帯電話番号を事務所に連絡する。
*業務渡航者には事務所から携帯貸与可。
*SIM カードは現地で購入可。持込端末はEthio Telecom で要登録(有料)。
- ③ 滞在期間に関わらず(トランジットで1泊のみ入国する場合でも同様)、3,000ドル以上の外貨持ち出しは厳しく制限されているため、同額以上の現金を持ち込まない。(不明点がある場合には、事務所総務班まで事前に確認のこと。)また、トランジットで入国を予定していない場合でも、フライト遅延等不測の事態が起こる場合もあるため、3,000ドル以上持参している場合は、必ず空港制限エリアで待機すること。
- ④ 一般犯罪
 1. スリに注意する。
 2. 首絞め強盗等が発生することから、暗い時間帯の徒歩外出を避ける。
- ⑤ 反政府デモ、暴動
 1. 群集等には近づかない。
 2. 道路封鎖を見かけたら回避する。
 3. 検問に備えて外出時にID を携帯する。

●業務渡航の条件

- ① (業務実施コンサルタント)英文の要員計画表を提出し、機構の承認を得る(氏名、日程、連絡先、宿泊先)
- ② プリンター、計測機器等は空港税関で没収の可能性があるため持ち込まない。

(7) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上